

2024年1月31日

三菱UFJ信託銀行株式会社
三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

グループの「不動産アセットマネジメント事業強化」に係る吸収分割契約締結について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ながしま いわお 長島 巖、以下 三菱UFJ信託銀行）と、その子会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社（取締役社長 うちだ なおかつ 内田 直克、以下 不動産投資顧問）は、グループの不動産アセットマネジメント事業強化のため、三菱UFJ信託銀行の不動産私募ファンドにおける不動産物件取得・運用・管理業務を、2024年4月1日に不動産投資顧問へ移管（以下 本件移管）する予定です。本件に係る吸収分割契約を2024年1月31付で締結いたしました。

1. 本件分割の目的

政府が「資産運用立国」を掲げ、業界全体の改革機運が高まる中、資産運用ビジネスは、貯蓄から投資・資産形成の加速を通じ、「成長と資産所得の好循環」を創出、日本経済を活性化させる重要な取り組みであり、アセットマネジメント事業にとっても重要かつ中長期的な成長戦略の一つと位置付け、各種施策への取組を進めております。

三菱UFJ信託銀行では、これまで不動産私募ファンドに係る不動産物件取得・運用・管理業務を担う一方、不動産投資顧問が不動産私募投資信託（以下 私募REIT）に係る不動産物件取得・運用・管理業務を担っており、不動産物件取得に関わる類似した業務を2社で行っている状況が続いておりました。本件移管により、三菱UFJ信託銀行の不動産私募ファンドにかかる不動産物件取得・運用・管理業務を不動産投資顧問に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図り、拡大する不動産の運用ニーズに応えて参ります。

不動産投資顧問は、グループの不動産アセットマネジメント事業の中核を担う会社として、私募REIT・不動産私募ファンドの運用ビジネス拡大を推進して参ります。

なお、ブリッジファンドの与信枠管理業務、現物不動産の運用業務は、引き続き三菱UFJ信託銀行が行います。

2. 本件分割の要旨

(1) 本件分割の日程

吸収分割契約承認経営会議（三菱UFJ信託銀行）	2024年1月31日
吸収分割契約承認取締役会（不動産投資顧問）	2024年1月31日
吸収分割契約締結	2024年1月31日
本件分割効力発生日	2024年4月1日（予定）

(2) 本件に係る吸収分割契約の方式

三菱UFJ信託銀行を吸収分割会社に、不動産投資顧問を吸収分割承継会社とし、不動産投資顧問が三菱UFJ信託銀行の不動産私募ファンドの不動産物件取得・運用・管理業務に係る権利義務を承継する吸収分割。

3. 本件分割の当事会社の概要

商号	三菱UFJ信託銀行株式会社 (英文名：Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation)	三菱UFJ不動産投資顧問株式会社 (英文名：Mitsubishi UFJ Real Estate Asset Management Co., Ltd.)
事業内容	信託銀行業	不動産投資法人の資産運用業
設立年月	1927年3月	1985年6月
所在地	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	東京都港区東新橋一丁目9番1号 東京汐留ビルディング
代表者	取締役社長 長島 巖	取締役社長 内田 直克
資本金	3,242億円	12億円
従業員数	6,218名	32名
株主構成	三菱UFJフィナンシャル・グループ (100%)	三菱UFJ信託銀行株式会社(100%)
運用資産残高	51兆4,732億円	713億円

(三菱UFJ信託銀行は2023年9月末時点、不動産投資顧問は2023年10月1日時点)

以上